

第三十七条 読 替 後

第三十七条 (略)

第三十七条 (略)

第三十七条 読 替 前

第三十七条

(略)

第三十七条 (略)

第三十七条 読 替 前

7 給与法第八条第六項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第七の四に定める昇給号俸数表（次項において「昇給号俸数表」という。）に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数

（当該号俸数が負となるときは、零）とする。

8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表のC欄に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数（当該号俸数が負となるときは、零）以下の号俸数とする。ただし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第二十一条第三項、第二十六条第二項（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前二項の規定にかかるわらず、これらの規定による号俸数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号俸を決定された者にあつては、昇給号俸数表のC欄に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数（当該数が負となるときは、零））

7 給与法第八条第六項の規定による昇給の号俸数は、昇給区分に応じて別表第七の四に定める昇給号俸数表（次項において「昇給号俸数表」という。）に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数に相当する号俸数

（当該号俸数が負となるときは、零）とする。

8 前年の昇給日後に昇格した職員の昇給の号俸数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮して昇給号俸数表のC欄に定める号俸数以下（号俸数とする）こととし、その者の昇給について、当該号俸数とすることが不適当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。

9 前年の昇給日後に、新たに職員となつた者又は第二十

三条第三項、第二十六条第二項（第二十八条において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の規定により号俸を決定された者の昇給の号俸数は、前二項の規定にかかるわらず、これらの規定による号俸数に相当する数（評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間に新たに職員となつた者又は当該号俸を決定された者にあつては、昇給号俸数表のC欄に定める号俸数に相当する数から一を減じて得た数（当該数が負となるときは、零））

その者の新たに職員となつた日又は当該号俸を決定

された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（人事院の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数）とする。

10  
12

（略）

月とする。）を十二月で除した数を乗じて得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号俸数（人事院の定める職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号俸数）を超えない範囲内で人事院の定める号俸数）とする。

10  
12

（略）